

報告第 18 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 24 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 24 年 6 月 11 日	120,000 円	相手方 住所 氏名	平成 24 年 5 月 21 日午前 10 時 40 分頃、■■■■■付近において、走行していた公用車が電柱を避けようと右方向に車両を寄せた際、対向してきた相手方車両と接触し、相手方車両のドアミラーを損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 24 年 7 月 31 日	208,250 円	相手方 住所 氏名	平成 24 年 4 月 25 日午後 3 時頃、■■■■■において、本市職員が道路舗装補修作業を行っていたところ、道路舗装切断クズが飛散し、隣接する相手方ガレージに駐車中の相手方車両のフロントガラス及びボンネットを損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。